

富山県国際健康プラザ飲食物販売設置事業者応募要項

1 趣旨

富山県国際健康プラザにおいて、飲食物販売のための移動販売車を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 設置場所等

名 称 富山県国際健康プラザ

所在地 富山市友杉 151

設置箇所及び面積 仕様書における「移動販売車設置条件書」のとおり

※ 面積には、移動販売車両、容器・ゴミ等回収ボックス、発電機などの設置部分を含みます。飲食物販売に支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

3 応募資格要件

次の掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。

＜地方自治法施行令＞

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。

(3) 次のいずれかに該当しない者

① 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者

② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 法人の場合は富山県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は富山県内に居住し業を営んでいること。

(6) 富山県税を滞納していないこと。

(7) 移動販売車両で、富山市での営業を許可された店（者）又は設置期間までに営業を許可される見込みがある店（者）。

4 設置条件

(1) 設置事業の営業形態

公益財団法人富山県健康づくり財団が指定する場所に移動販売車を設置する方法により行います。

(2) 設置事業者の種類等

販売品目は飲食物とし、食品営業を行う場合は食品衛生責任者（調理師、栄養士等可）を置くものとします。なお、飲食物販売は自ら行うこととし、権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 設置期間及び営業日

令和元年7月13日（土）から9月1日（日）のうち希望する日

（7月16日（火）・22日（月）・29日（月）、8月5日（月）・19日（月）・26日（月）

及び7月27日（土）を除く 44日間のうち希望する日）

(4) 営業時間

午前10時から午後5時

(5) 設置料

免除（今年度は試行的に行うため）

(6) 経費負担

飲食物販売のために要するすべての経費は設置事業者が負担するものとします。
(電気、ガス、水、ゴミ回収ボックスの設置・回収・処理等も設置事業者の負担です。)

(7) 販売品目及び販売価格

- ① 販売品目は、法律で未成年者の使用が禁止されている物の販売を行わないこと。
- ② 販売価格は、社会通念上に妥当な価格及び標準小売価格以下の価格とし、主催者の承諾を得ること。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品管理、金銭管理など飲食物販売にかかるすべてを設置事業者が行うこと。また、商品の衛生管理、賞味期限に十分注意するとともに、利用者に適切に対応すること。
- ② 回収ボックスに収納された容器・ゴミなどは、設置事業者の責任において回収し、適切に処理するとともに、付近の清掃を行うこと。
- ③ 搬入・搬出時間及び経路などは、富山県国際健康プラザの指示に従うこと。
- ④ 対象火気器具等（液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、容易に持ち運べるもの。ガスコンロ等の調理器具、ストーブ、携帯発電機等）を使用する場合は、消火器（住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具など消火器と同様の消火性能を有しないものを除く）の準備を行うこと。
- ⑤ 関係法令などの遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑥ 飲食物販売をするにあたっては、安全を十分に確認し、安全・衛生面に問題がないかを確認すること。（※生産物保険（PL保険）、最低補償：対人1人あたり70,000円以上、1事故・期間中300,000千円以上、対物1事故・期間中5,000千円以上に加算すること。）
- ⑦ 販売及び商品等の問い合わせなどは、連絡先を表示し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、営業終了毎に容器、ゴミ等回収ボックス、発電機などを撤去し、周辺を清掃して、速やかに退出してください。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。なお、郵送の場合は、封筒に「応募申込書在中」と明記してください。

<提出先>

〒939-8224 富山県富山市友杉 151 番地 富山県国際健康プラザ

(2) 受付期限

令和元年 6 月 25 日（火）17 時まで必着

(3) 提出書類

- ① 応募申込書及び誓約書（様式第 1 号）
- ② 販売品目一覧（様式第 2 号）
- ③ 全ての県税に滞納がない旨の証明書（コピー可） ※発行後 3 ヶ月以内のもの
- ④ 法人の場合は、法人登記簿本（履歴事項全部証明書） ※発行後 3 ヶ月以内のもの
個人事業主の場合は、住民票 ※発行後 3 ヶ月以内のもの
- ⑤ 法人の場合は、役員一覧（様式第 3 号）
- ⑥ 営業許可コピー

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている店（者）を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、富山県国際健康プラザが販売品目等を審査し、適当であると認める応募申込者を設置事業者とします。（なお、販売品目等が適当であり、応募多数の場合は、抽選により決定します。）
- (3) 設置事業者の決定は、6 月 27 日（木）頃を予定しています。選定後、応募者それぞれに結果を通知します。

7 契約の締結

- (1) 設置事業者に決定された方は、富山県国際健康プラザが定める期日までに契約を締結してください。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用等は、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約は、申込者名義で締結します。

8 設置事業者決定の取消し

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに契約等の手続きに応じなかった場合
- (2) 応募者の資格を失った場合

9 問合せ先

〒939-8224 富山県富山市友杉 151 番地
富山県国際健康プラザ 担当者：三辺
TEL：076-428-0809 FAX：076-428-0831